

## 企業のマイナンバー対策 ③

シリーズでお伝えしておりますマイナンバー制度対策。

今回は「マイナンバーを書かなくていいもの」について簡単に整理いたします。

給与明細書

氏名	支給月	給与	源泉徴収額	控除額	支払総額

源泉徴収票

支払者	受給者	所得割	住民税	健康保険	厚生年金	雇用保険

扶養控除申告書

掲載時点におけるイメージです。確定様式ではありません。

### 一給与明細一

記入する必要はありません。

### 一源泉徴収票一

本人に渡すものは記入する必要はありません。なお税務署や市区町村に提出するものは必要です。

### 一扶養控除申告書等一

「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」と記載すれば記入は必要ありません。

※詳しくは国税庁のFAQをご確認ください →

マイナンバーFAQ

検索

### ☆編集後記☆

たまに「くら寿司」でひとり気楽に夕飯を食べることがあります。寿司を10皿くらいと瓶ビール、あとシメにおうどんかラーメンをすすります。これだけ食べても2千円いかないのに、ほんと嬉しくなっちゃいます♪

私のちょっとした至福の時間です(^^)



お気に入り「ちく天うどん」

## みらい労働法務事務所

〒530-0053  
 大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6F  
 TEL：06-6809-5092  
 FAX：06-6809-5093  
 e-mail info@mirai-sr.com  
 URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士  
谷口 史晃